

議第 8 8 号 呉市総合スポーツセンター条例の制定について

1 制定の趣旨

令和 7 年 4 月 1 日に廃止となる呉市総合スポーツセンターについて、同日以後に当該敷地及び建物を借り受け、公の施設として住民の利用に供するため、呉市総合スポーツセンターを新たに設置するものです。

2 制定の経緯

呉市総合スポーツセンターは、平成元年に整備された民間の厚生施設を平成 17 年に呉市が取得し、これまで、本市の拠点スポーツ施設としての役割を担ってきました。

当該施設の土地及び建物の売却後においても、一定期間はスポーツ施設として使用できるよう、当該施設の土地及び建物を借り受ける契約を売却の相手方である株式会社ディスコと締結したことから、当該借り受けた土地及び建物を呉市総合スポーツセンターとして設置するものです。

3 呉市総合スポーツセンターの概要

所在地 呉市郷原町字ワラヒノ山地内

施設規模等 敷地面積：75,645.55 平方メートル

主要施設

- ・陸上競技場【日本陸上競技連盟第 3 種公認】
- ・野球場【両翼 98 メートル，中堅 122 メートル】
- ・テニスコート【全天候 10 面，壁打ちコート】
- ・弓道場【近的：6 射場，遠的：3 射場】

附属施設

- ・管理棟
- ・駐車場

4 使用料

新たに設置する呉市総合スポーツセンターの使用料の額は、令和 7 年 4 月 1 日廃止予定の呉市総合スポーツセンターの使用料の額と同額に設定します。

5 主要施設の利用期限

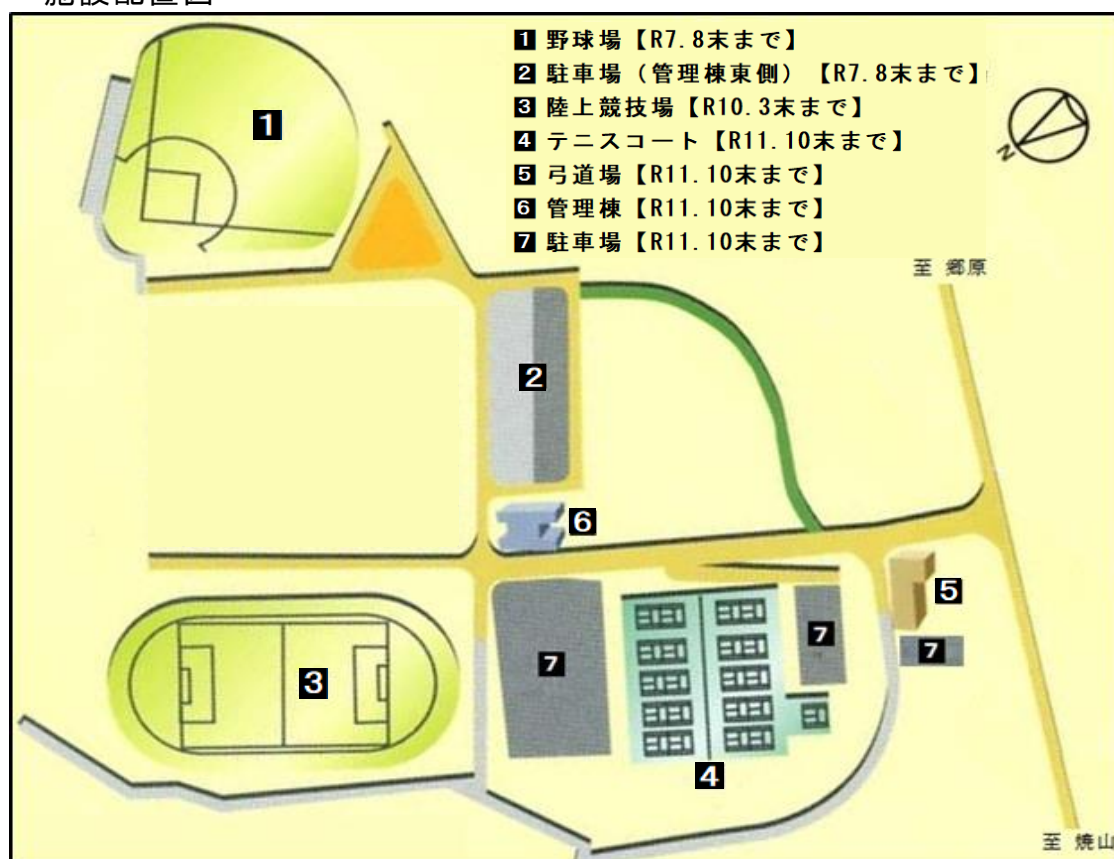
借り受けた施設は、利用期限に応じて順次、廃止します。

施設名	利用期限
野球場	令和 7 年 8 月末まで
陸上競技場	令和 10 年 3 月末まで
テニスコート	令和 11 年 10 月末まで
弓道場	

6 位置図



7 施設配置図



8 施行期日

令和7年4月1日